

# I P通信網サービス契約約款 別冊（スマートPBXサービス）【現改比較表】 2024年12月18日現在

～2024年12月17日

2024年12月18日～

[\(令和5年4月10日現在\)](#)

▲ I P通信網サービス契約約款 別冊（スマートPBXサービス）

目次（略）

第1条～18条（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容									
(1) スマートPBXサービスの細目	(略)									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 75%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1～3（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">4 タイプ1のオンネット番号の数及びタイプ2のボイスモードゲートウェイ装置の数を合算した値の上限は<u>999</u>とします。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5（略）</td> </tr> </table>	(略)	(略)	備考		1～3（略）		4 タイプ1のオンネット番号の数及びタイプ2のボイスモードゲートウェイ装置の数を合算した値の上限は <u>999</u> とします。		5（略）
(略)	(略)									
備考										
1～3（略）										
4 タイプ1のオンネット番号の数及びタイプ2のボイスモードゲートウェイ装置の数を合算した値の上限は <u>999</u> とします。										
5（略）										

[\(令和6年12月18日現在\)](#)

▲ I P通信網サービス契約約款 別冊（スマートPBXサービス）

目次（略）

第1条～18条（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容									
(1) スマートPBXサービスの細目	(略)									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 75%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1～3（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">4 タイプ1のオンネット番号の数及びタイプ2のボイスモードゲートウェイ装置の数を合算した値の上限は<u>1,500</u>とします。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5（略）</td> </tr> </table>	(略)	(略)	備考		1～3（略）		4 タイプ1のオンネット番号の数及びタイプ2のボイスモードゲートウェイ装置の数を合算した値の上限は <u>1,500</u> とします。		5（略）
(略)	(略)									
備考										
1～3（略）										
4 タイプ1のオンネット番号の数及びタイプ2のボイスモードゲートウェイ装置の数を合算した値の上限は <u>1,500</u> とします。										
5（略）										

(略)	(略)	
2 料金額		
2-1 利用料 (略)		
2-2 利用料の加算額		
区 分	単 位	料 金 額
全体通信チャンネル追加料	10の通信チャンネルごとに月額	5,000円 (5,500円)
拠点番号通信チャンネル追加料	1の通信チャンネルごとに月額	500円 (550円)
備考	全体通信チャンネル数の上限は <u>200</u> とします。	

(以下略)

(略)	(略)	
2 料金額		
2-1 利用料 (略)		
2-2 利用料の加算額		
区 分	単 位	料 金 額
全体通信チャンネル追加料	10の通信チャンネルごとに月額	5,000円 (5,500円)
拠点番号通信チャンネル追加料	1の通信チャンネルごとに月額	500円 (550円)
備考	全体通信チャンネル数の上限は <u>300</u> とします。	

(以下略)

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編

[附 則 \(令和6年12月13日 CAS1サ第000400006158-01号\)](#)

[この改正規定は、令和6年12月18日から実施します。](#)